

議案第13号

幸手市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例

幸手市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第2号ただし書に次のように加える。

カ 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、子ども医療費、
重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている
者

第2条第3号中「であり」の次に「、日本国内に住所を有する者で」を加える。

第4条第1項中「対象子ども」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「市」を
「市長」に改め、「には、」の次に「規則の定めるところにより」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幸手市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

子ども医療費の支給における対象年齢の拡大その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

